

資 料 4-1

中央教育審議会 初等中等教育分科会（平成 22 年 7 月 26 日） 「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」の概要

1 学級編制等改善の経緯

第一次定数改善計画（昭和 34～38 年度）	50 人学級
第二次定数改善計画（昭和 39～43 年度）	45 人学級
第五次定数改善計画（昭和 55～平成 3 年度）	40 人学級
平成 13 年度～	学級編制の弾力化（都道府県教育委員会が認める場合のみ、国の標準を下回る学級編制が可能）
平成 13～17 年度	構造改革特区として認められた場合、区市町村が給与負担をすることで独自の教職員の採用が可能
平成 18 年度～	市町村立学校職員給与負担法の改正により、区市町村が給与負担をすることで独自の教職員の採用が可能

2 提言内容

新学習指導要領の円滑な実施、生活指導面への対応、教員が子どもと向き合う時間の確保等の観点から以下のとおり改善。

【小・中学校の学級編制の標準の引き下げ】

(1) 単式学級（同学年の児童で編制する学級）

現行 40 人 ⇒ 提言には人数の記載なし。小学校低学年は、その他の学年よりも引き下げ幅の拡大を示唆。

※ 22 年度、東京都は小学校第 1 年及び中学校第 1 年のみ 39 人で学級編制。

(2) 複式学級（2 学年の児童で編制する学級）

現行 小学校 16 人（第 1 学年含む場合 8 人） 中学校 8 人

⇒ 提言には人数の記載なし。

※ 東京都は小学校 10 人。ただし、小学校の連続する二つの学年で一つの学年の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 年及び第 6 年にあっては、その学年を一つの学級として編制。

(3) 画一的な取り扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、柔軟な学級編制を可能とする仕組みの必要性。

※ 京都式少人数教育（30 人程度学級） 分科会において資料として配付

	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級
国標準（40 人学級）	1～40	41～80	81～120	121～160	161～200	201～240
1 学級当りの児童数	1～40	20～40	27～40	30～40	32～40	33～40
京都式（30 人程度学級）	1～35	36～68	69～96	97～124	125～150	151～180
1 学級当りの児童数	1～35	18～34	23～32	24～31	25～30	25～30

【教職員定数の改善】

- (1) 基礎定数の充実
 - ① 加配定数のティーム・ティーチングや少人数指導等
 - ② 小学校の専科教員（特に理科）の配置を推進
- (2) 教職員定数の改善の必要性
 - ① 学校運営体制の整備
 - ② 特別支援教育の充実
 - ③ 外国人児童生徒への日本語指導の充実
 - ④ 生徒指導の充実
 - ⑤ 児童生徒の心身両面の支援 ⇒ 養護教諭
 - ⑥ 食育の充実 ⇒ 栄養教諭、学校栄養職員
 - ⑦ 事務処理体制の充実 ⇒ 事務職員
 - ⑧ 読書活動の支援
 - ⑨ キャリア教育・進路指導の充実

【制度的改善事項等】

- (1) 学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲
- (2) 加配定数の基礎定数化
- (3) 教職員定数算定方式への児童生徒数の反映
例：1学級あたりの児童生徒数が多い学校に教職員を加算できる算定方式の導入
- (4) 学校統合支援のための加配措置の検討
これまで、市町村合併に伴う学校統合に限って行なわれてきた加配措置（最長 小：5年間 中：2年間）を、市町村合併が伴わない学校統合にも拡大を検討
- (5) 地域や学校の実情を踏まえた教職員配置等

【学級編制・教職員定数の改善とともに取り組むべき重要課題】

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充
- (2) 少人数学級に伴う施設整備
- (3) 学校マネジメントの改善と教員の事務負担の軽減
- (4) 専門的スタッフの配置充実
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、ICT支援員、実験・観察支援員、外国語指導助手、外国人児童生徒支援員、武道・運動部活動の外部指導者など
- (5) 正規教員の配置促進
- (6) 幼稚園における学級編制等の改善
- (7) 教育委員会や学校現場の取り組みへの期待